

## 流域治水課が新設されました

令和5年4月1日付けで信濃川河川事務所に**流域治水課**が新設されました。

流域治水とは国・都道府県・市町村・企業・住民など流域全体のあらゆる関係者による治水対策を行い、**河川区域や氾濫域のみならず、集水域を含めた流域全体で対策を実施する取組**です。

今後も地域の皆様や関係機関と連携して流域治水の推進に取り組んでまいります。